

令和8年度 水質検査計画

小国町水道事業

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道原水および水道水の状況
4. 検査地点・検査項目および検査頻度
5. 水質検査の方法
6. 放射性物質の検査計画
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査委託について
9. 水質検査計画および検査結果の公表



針生水源地

1. 基本方針

- (1) 小国町水道事業は、浄水水質が水道水質基準に適合することを遵守するため、定期に行う水質検査の水質検査計画書を策定し、計画的に水質検査を実施します。
- (2) 水質検査計画書には、水質検査の検査項目、採水場所、検査頻度およびその選定理由を記載します。
- (3) 水質検査計画および水質検査結果は、需要者に公表します。

2. 水道事業の概要

小国町の水道事業は、上水道1ヶ所、簡易水道7ヶ所の計8箇所です。

令和8年度の各水道の概要について、記載します。

(1) 上水道の給水状況(令和6年度決算資料抜粋)

区分	単位	令和4年度	給水開始年度
計画給水人口	人	5,800	昭和50年 (変更認可H25.3.26)
計画区域内人口	人	4,387	
計画区域内世帯数	世帯	2,018	
給水人口	人	4,143	①
給水世帯数	世帯	1,886	
総送水量	m ³	746,148	②
有収水量	m ³	478,249	③
有収率	%	64.1	③/②
1日当り平均配水量	m ³	2,044	②/365日
1日当り平均給水量	m ³	1,310	③/365日
1人1日当り平均給水量	リットル	316	③/①

(2) 簡易水道の状況(令和6年度決算資料抜粋)

簡易水道名	給水戸数(戸)	給水人口(人)	年間有収水量(m ³)	給水開始年度
玉川簡易水道	21	23	3,179	昭和38年
尻無沢簡易水道	19	46	4,369	昭和43年
叶水簡易水道	48	86	10,436	昭和47年
白沼簡易水道	68	147	10,373	昭和49年
五味沢簡易水道	21	50	6,122	昭和63年
大滝簡易水道	72	156	12,444	平成11年
新股・河原角簡易水道	26	114	11,619	平成12年

(3) 水源の名称及び種別

水道事業名	名称	種別	処理方法	備考
小国町上水道	長沢水源地	伏流水	塩素滅菌のみ	伏流水 河川域の地下水流のことで 水質は安定しています。
	赤芝水源地			
	針生水源地	浅井戸	塩素滅菌 PH調整	地下水
玉川簡易水道	玉川水源地	湧水	塩素滅菌のみ	湧水 一般に清水(シズ)といわれます。 湧出口から取水しています。 水質は安定しています。
尻無沢簡易水道	尻無沢水源地			
叶水簡易水道	叶水水源地			
白沼簡易水道	白沼水源地			
五味沢簡易水道	五味沢水源地			
大滝簡易水道	大滝水源地			
新股・河原角簡易水道	新股水源地			

3. 水道原水および水道水の状況

留意点	水源の種類	上水道；伏流水	簡易水道；湧水
	原水の汚染要因		増水及び降雨等による濁度の上昇
水質管理上の注意点		濁度, PH	濁度

(注) 濁度：水の濁りの指標です

(注) PH：水の酸性度・アルカリ度の指標です（0～7酸性、7中性、7～14アルカリ性）

4. 検査地点・検査項目および検査頻度

(1) 検査地点

- ① 浄水：各水道の給水末端部近隣の給水蛇口に限定します。
- ② 原水：各水道の水源地またはそれに準ずる箇所とします。

(注) 浄水：浄水後(滅菌処理済)の水道水のことで

(注) 原水：浄水前(滅菌処理前)の水道水のことで

(2) 検査項目とその内容・検査頻度他

番号	項目名	基準値	基本検査頻度	実施検査頻度	備考
1	一般細菌	100個/mL以下	月1回	月1回	省略不可項目 雑菌(し尿、下水、排水等)による汚染の疑いを示します。 一般細菌が基準以下であれば、病原菌に対する消毒の効果が十分であると判断できます。
2	大腸菌(定性)	検出されないこと	月1回	月1回	省略不可項目 糞便汚染の指標となる菌です。塩素による消毒が適切ならば検出されません。
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 地中に亜鉛と共に存在することが多く、自然界に広く分布します。鉱山排水や工場排水から侵入することがあります。合金、メッキ、顔料、写真材料、窯業材料等の広い用途があり、水中に溶出する恐れがあります。
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 工場排水等の流入による汚染の疑いを示します。 自然水中にはほとんど検出されません。硫化水銀鉱地帯の湧水中に含まれることがあります。
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 天然には硫化物や硫黄鉱床などに多く含まれており、自然水中にも含まれることがあります。 多くは鉱山排水や工場排水の混入によるものであり、また殺虫剤混入の疑いを示します。
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 地質による影響と、その他鉱山、工場排水の混入による汚染の疑いを示します。水道水中の鉛の存在は主に給水管(鉛管)からの溶出によることが多く、基準が強化された項目です。
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 農業、殺虫剤、医薬品、除草剤の混入による疑いを示します。自然界には色々な形で存在し、地表水や地下水に溶出することもあります。ヒ素化合物は、ガラス、染料、顔料、医薬品、農業等の原料に用いられます。
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 鉱山、工場排水の混入による汚染の疑いを示します。メッキ、顔料、皮革、織物、触媒、木材防腐剤として利用され、工業活動により環境中に放出される場合があり、水道原水に混入する可能性も考えられます。
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H26追加 (注1) 表層土壌域に多く分布し有機態窒素が分解されたもので、発がん性物質の生成による食品健康への影響が考えられます。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下	年4回	年4回	省略不可項目 自然界の水中に存在することは非常にまれです。 化合物は、化学工業、メッキ工業、金属精練、写真工業等の排水に含まれます。
11	硝酸性窒素及び亜硝酸窒素	10 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 水中に多量に含まれる要因は、生活排水やし尿の汚染、田畑の窒素肥料の影響が考えられます。 基準の濃度は合計量で表示されます。
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 自然界に広く存在し、地下水では比較的高濃度に含有されます。 特に温泉地帯に多く含まれます。また、工場排水の混入などにも起因します。
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H16追加 金属表面処理、ガラス、エナメル工場などからの排水に含まれます。シリコン半導体にも使用されます。 天然には単体の形では存在せず、ほう酸またはほう酸塩の形で鉱物として広く分布します。
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 貯蔵タンクからの漏出、工場排水の混入等による汚染の疑いを示します。 フロンガス製造、ワックス樹脂、殺虫剤、金属洗浄の溶剤、塗料やプラスチック等の製造等に使用されます。

番号	項目名	基準値	基本検査 頻度	実施検査 頻度	備 考
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H16追加 オイル、ワックス染料の溶剤、塩素系有機溶剤の安定剤に使用されています。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H21項目名変更 貯蔵タンクからの漏出、工場排水の混入等による汚染の疑いを示します。 溶剤、塗料抽出、香料、ラッカー等に使用される揮発性の合成有機化合物です。
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 貯蔵タンクからの漏出、工場排水の混入等による汚染の疑いを示します。 殺虫剤、塗料、ニス、塗料剥離材、食品加工中の脱脂および洗浄剤として使用されます。
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 貯蔵タンクからの漏出、工場排水の混入等による汚染の疑いを示します。 有機物の溶剤、ドライクリーニングの工程、金属部品の脱脂材、織物工業等に使用されます。
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 貯蔵タンクからの漏出、工場排水の混入等による汚染の疑いを示します。 工業用の溶媒、金属部品尾脱脂材等広く金属加工用で使用される揮発性の合成有機化合物です。
20	PFOS及びPFOA	0.00005 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 フッ素を含んだ人工有機フッ素化合物(PFAS)の一種です。撥水剤、防水剤などに使用され、 人体に蓄積する性質が指摘されています。
21	ベンゼン	0.01 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 石油製品の製造過程や石油の精製過程の漏出、工場排水の混入等による汚染の疑いを示します。 合成原料としての染料、合成ゴム、合成洗剤、有機顔料等に使用される揮発性の高い合成有機化合物です。
22	塩素酸	0.6 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 H20追加 浄水過程で使用される消毒剤の分解生成物です。 消毒剤に用いられる次亜塩素酸の長期貯蔵や高い温度下では塩素酸濃度が上昇します。
23	クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。 消毒剤の塩素と水中のフミン質等の有機物が反応して生成します。
24	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。 消毒剤の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されるトリハロメタンの主要構成物質です。
25	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。 消毒剤の塩素と水中のフミン質等の有機物質が反応して生成されます。
26	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。 生成量は原水中の臭素イオン濃度により大きく変化します。
27	臭素酸	0.01 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒生成物(塩素消毒により生成されます)。 オゾン処理による浄水過程で生成されます。
28	総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。主要な構成物質として、クロロホルム、プロモジクロロメ タン、ジブロモクロロメタン及びプロモホルムがあり、その合計を総トリハロメタンとして表します。
29	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。 水中のフミン質等の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成します。
30	プロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目 消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。 生成量は原水中の臭素イオン濃度により大きく変化します。

番号	項目名	基準値	基本検査 頻度	実施検査 頻度	備 考
31	ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	年4回	年4回	省略不可項目
	消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。生成量は原水中の臭素イオン濃度により大きく変化します。				
32	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	年4回	4回/年	省略不可項目
	消毒副生成物(塩素消毒により生成されます)。塩素滅菌処理やオゾン処理により生成されます。				
33	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	鉱山、工場排水の混入や亜鉛メッキ鋼管からの溶出による汚染の疑いを示します。水道水中の亜鉛は、給水管等からの溶出による場合が多く、白濁や不快な収斂(しゅうれん)味を与えます。				
34	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H16追加
	自然界ではアルミニウムは色々な化合物の形態になっており、鉱物や土壌、水、空気、植物、動物などに含まれています。水道水中では、凝集で使用了薬品の薬品のごく微量が残留している懸念があります。				
35	鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	鉱山排水、工場排水の混入、あるいは鉄管に影響を受けることもあり、水中では種々の存在形態をとります。水中に多量の鉄が存在すると不快な臭味を与え、布地、器物などを赤褐色に着色させます。				
36	銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	鉱山、工場排水、農薬の混入や給水装置の銅管、真ちゆう器具からの溶出による汚染の疑いを示します。銅を多く含有する水は、亜鉛メッキ鋼管、鉄製品、アルミニウム製器物の腐食を増進します。				
37	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	いわゆる塩分のことで自然水中に広く分布します。海水、工場排水などによる混入の指標となります。また水酸化ナトリウムによるPH調整、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒処理が要因となることもあります。				
38	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	水中のマンガンは、主として地質に起因しますが、鉱山排水、工場排水等の混入が原因となることもあります。消毒による塩素と反応して、微量に含まれている場合も茶色に着色します。				
39	塩化物イオン	200 mg/L 以下	月1回	月1回	省略不可項目
	常に自然水中に含まれ、その量は地質の影響に由来し水系によりほぼ一定しています。特に多量に含まれる場合や増加する場合には、し尿、下水、排水等の混入の疑いの指標となります。				
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	水中のカルシウムやマグネシウムの量を表します。地質による影響と海水、工場排水、下水等の混入の疑いの指標となります。				
41	蒸発残留物	500 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	水中の不純物の溶解物の量を表します。水中に浮遊したり溶解して含まれている物質を蒸発乾固して得られる総量を表します。				
42	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	家庭下水、工場排水の混入による汚染の疑いの指標となります。				
43	ジェオスミン(藻類)	0.00001 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	水の匂いに関する物質でカビ臭を発生します。ダム、湖沼の水など、停滞水を水源とする水に発生しやすいといわれています。				
44	2-メチルイソホリネオール(藻類)	0.00001 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外
	水の匂いに関する物質で、カビ臭を発生します。ダム、湖沼の水など、停滞水を水源とする水に発生しやすいといわれています。				
45	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H16追加 (注2)
	生活排水、産業排水等による汚染の疑いを示します。元来、自然界には存在せず、微生物による分解は困難な物質です。化粧品のクリームや乳液の乳化剤や石鹸、湿潤剤、洗剤などに使用されています。				

番号	項目名	基準値	基本検査 頻度	実施検査 頻度	備 考
46	フェノール類	0.005 mg/L 以下	年4回	判定回数	省略不可項目外 H17追加 (注3)
自然水中には含まれず、工場排水、防錆剤、防腐剤の混入による汚染の疑いを示します。塩素消毒と反応して不快な臭味が発生することがあります。					
47	有機物(TOC)	3 mg/L 以下	月1回	月1回	省略不可項目
下水、し尿、工場排水、汚水等の有機物質を含む水の混入、または汚染プランクトン類の繁殖の疑いを示す指標となります。					
48	PH値	5.8 ~8.6	月1回	月1回	省略不可項目
水質の酸性、アルカリ性を示します。pH7を中性として、それ未満を酸性、それより大きいときはアルカリ性となり、通常変化が少ないので、急激に数値が変化したときは、工場排水や汚水等の混入の疑いがあります。					
49	味	異常でないこと	月1回	月1回	省略不可項目
下水、し尿、工場排水、薬品混入などの影響を調べます。					
50	臭気	異常でないこと	月1回	月1回	省略不可項目
下水、し尿、工場排水、薬品混入などの影響を調べます。					
51	色度	5度以下	月1回	月1回	省略不可項目
水の色を調べます。水に色がつく原因は地質によるものが多く、鉄・マンガンなどの有機物が関係します。一般的に、赤水は鉄分、黒水はマンガン、青水は銅が原因とされています。					
52	濁度	2度以下	月1回	月1回	省略不可項目
水の濁りを調べます。自然界では主に土粒子の混入が要因です。下水、土砂、薬品等の混入や水道管の内部腐食の疑いを示し、蛇口の水の濁りは、給水施設や水道管の異常を示す指標となります。					
A	色	異常でないこと	毎日	毎日	省略不可項目 (注4)
目視確認します。					
B	濁り	異常でないこと	毎日	毎日	省略不可項目 (注4)
目視確認します。					
C	残留塩素	異常でないこと	毎日	毎日	省略不可項目 (注4)
測定器を使用します。					
*	指標菌	検出されないこと		3回/年	クリプトスポリジウム等対応検査(原水)
大腸菌(定性)、嫌気性芽胞(がほう)菌の2種類を検査します。(注5)					

- (注1) 平成26年2月28日に亜硝酸態窒素が追加され、平成26年度から水質検査は51項目となりました。尚、3年間の検査値が基準値の1/10以下でしたが平成29年度から年1回実施しております。
- (注2) 検査項目44番の非イオン界面活性剤については、平成25年度から検査機器の測定精度が高くなり平成27年度までの実測値から年1回の実施としております。
- (注3) 検査項目45番のフェノール類については、これまで水質基準値の1/10以下でしたが年1回実施します。
- (注4) A, B, Cの検査項目について、上水道は平成20年度から小国町シルバー人材センターで、簡易水道は各水道組合に委託して実施しております。
- (注5) 該当箇所での指標菌検査は、無雪期間5月から11月までの7ヶ月間について実施します。

浄水の実施検査頻度の概要は下記のとおりです。上水道・簡易水道とも同様です。

① 省略不可項目

法令指定回数(年12回または年4回)を継続して実施します。

② 省略不可項目外

過去3年間の検査データにより、事業ごとの検査頻度で実施します。

過去3年間の水質基準値に対する判定基準			
検査結果の最大値(X)	$X > 1/5$	$1/5 \geq X > 1/10$	$1/10 \geq X$
検査回数	4回/年以上	1回/年以上	1回/3年以上

※検査頻度は各水道事業により変動項目が生じます。

検査結果の判定を毎年実施し次年度計画に反映させます。

水質管理上年1回全51項目検査を実施します。

『令和8年度 小国町水道事業 水質検査計画表』に内訳を記載します。

原水の実施検査頻度

消毒副生物項目(上記表の21~31番)を除く40項目について年1回実施します。

原水の指標菌検査頻度

指標菌検査については、年4回実施します。

尚、判定基準によりクリプトスポリジウム等の検査は無雪期に年3回実施します。

5. 水質検査の方法

水質検査方法は、水質基準に関する省令(平成15年度厚生労働省令101号)の規定に
適応した方法で実施します。

令和8年度の分析方法は下記のとおりとなっています。

番号	項目名	分析方法
1	一般細菌	標準寒天培地法
2	大腸菌(定性)	特定酵素基質培地法(定性法)
3	カドミウム及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
4	水銀及びその化合物	還元気化-原子吸光度法
5	セレン及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
6	鉛及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
7	ヒ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
8	六価クロム化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
9	亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン類)
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光度法
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	イオンクロマトグラフ法(陰イオン類)
12	フッ素及びその化合物	イオンクロマトグラフ法(陰イオン類)
13	ホウ素及びその化合物	誘導結合プラズマ質量分析法
14	四塩化炭素	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
15	1, 4-ジオキサン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法
17	ジクロロメタン	パーティトラップ-ガスクロマトグラフ質量分析法

番号	項目名	分析方法
18	テトラクロロエチレン	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
19	トリクロロエチレン	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
20	PFOS及びPFOA	固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析法
21	ベンゼン	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
22	塩素酸	イオンクロマトグラフ法
23	クロロ酢酸	液体クロマトグラフー質量分析法
24	クロロホルム	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
25	ジクロロ酢酸	液体クロマトグラフー質量分析法
26	ジブromokロロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
27	臭素酸	イオンクロマトグラフーポストカラム吸光光度法
28	総トリハロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
29	トリクロロ酢酸	液体クロマトグラフー質量分析法
30	ブromोजクロロメタン	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
31	ブromホルム	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
32	ホルムアルデヒド	誘導体化ー高速液体クロマトグラフ法
33	亜鉛及びその化合物	誘導結合プラズマー質量分析法
34	アルミニウム及びその化合物	誘導結合プラズマー質量分析法
35	鉄及びその化合物	誘導結合プラズマー質量分析法
36	銅及びその化合物	誘導結合プラズマー質量分析法
37	ナトリウム及びその化合物	誘導結合プラズマー質量分析法
38	マンガン及びその化合物	誘導結合プラズマー質量分析法
39	塩化物イオン	イオンクロマトグラフ(陰イオン)法
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	誘導結合プラズマー質量分析法
41	蒸発残留物	重量法
42	陰イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法
43	ジェオスミン(藻類)	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
44	2ーメチルイソポリネオール(藻類)	パージ・トラップーガスクロマトグラフー質量分析法
45	非イオン界面活性剤	固相抽出ー高速液体クロマトグラフ法
46	フェノール類	固相抽出ー液体クロマトグラフー質量分析法
47	有機物(TOC)	全有機炭素計測定法
48	PH値	ガラス電極法
49	味	官能法
50	臭気	官能法
51	色度	透過光測定法
52	濁度	積分球式光電光度法
*	クリプトスポリジウム	吸引ろ過法+密度勾配遠沈法+間接蛍光抗体染色法~顕微鏡観察
*	指標菌(大腸菌)定性	特定酵素基質培地法(定性法)
*	指標菌(嫌気性芽胞菌)	ハンドフォード改良寒天培地法

6. 放射性物質の検査計画

平成24年3月5日付厚生労働省健康局通知に基づき、水道水中の放射性物質に係る管理目標値を設定し、平成24年4月26日から村山市の環境科学研究センターで県がモニタリング検査を実施して来ましたが、平成30年度より各水道事業者で実施することになりましたので、3ヶ月に1回(年4回)の頻度でセシウム134及びセシウム137の監視を継続します。

検査結果については県ホームページに掲載されます。

採水箇所 : 上水道 長沢水源地
検査頻度 : 年4回 (5月・8月・11月・2月)
検査機関 : 水質検査受託機関

7. 臨時の水質検査

下記の場合、必要に応じて水源地、配水地、給水栓等から採水し、臨時の検査を行います。

- ① 水源に異常が生じたとき。
- ② 水質に異常が生じたとき。
- ③ 浄水(滅菌処理)過程に異常が生じたとき。
- ④ 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑤ その他特に必要があると認められるとき。

8. 水質検査委託について

毎日検査以外について、採水・水質検査・成績書の発行までの業務を厚生労働大臣登録機関に委託します(水道法第20条)。

業務委託機関の選定は下記に留意して行います。

- ① 業務委託については、精度および信頼性を重視します。
- ② 業務委託全項目を自社分析できる検査機関を選定します。
- ③ 臨時(緊急時)の水質検査必要時に、迅速な対応が可能な検査機関を選定します。

令和7年度の水質検査は、(株)新環境分析センターに委託し、実施しております。

(厚生労働省登録水質検査機関:201号「適正」に該当、品質管理の認証:ISO/IEC17025)

9. 水質検査計画および検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果は需要者に公表します。

公表は、小国町水道事業に係る水質検査計画及び水質検査結果の公表に関する要綱に基づき小国町ホームページに掲載するほか閲覧方式によります。

この水質検査計画をより良いものにするため、需要者各位のご意見をお寄せください。

《お問合せ先》
〒999-1363
住 所 山形県西置賜郡小国町大字小国小坂町二丁目70番地
小国町役場 地域整備課 水道業務担当
電 話 0238-62-2431
ファクス 0238-62-5464
メールアドレス seibi@town.oguni.yamagata.jp

令和 8 年度 小国町水道事業 水質検査計画表

浄水検査計画

R8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月
浄水 毎月 81		浄水 毎月 81	浄水 毎月 81		浄水 毎月 81	浄水 毎月 81		浄水 毎月 81	浄水 毎月 81		浄水 毎月 81
	浄水 21項目 +追跡 204						浄水 21項目 +追跡 204			浄水 21項目 +追跡 204	
				浄水 全項目 468							
81	204	81	81	468	81	81	204	81	81	204	81

当初計画数 1,728



省略9項目



省略21項目+追跡項目



全51項目

原水検査計画

R8年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9年 1月	2月	3月
	原水 指標菌 18	原水 指標菌 14	原水 指標菌 14	原水 指標菌 9	原水 指標菌 14	原水 指標菌 14	原水 指標菌 18			原水 指標菌 4	
				原水 全項目 369							
	クリプト ジアルジア 7			クリプト ジアルジア 7			クリプト ジアルジア 7				
0	25	14	14	385	14	14	25	0	0	4	0

当初計画数 495



指標菌2項目



全40項目(※21～31を除く)



クリプト等

令和8年度 小国町水道事業 浄水水質検査計画 集計表

番号	項目	上水道 長沢	上水道 針生	上水道 赤芝	玉川 簡水	尻無沢 簡水	叶水 簡水	白沼 簡水	五味沢 簡水	大滝 簡水	新股 簡水	計
1	一般細菌	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
2	大腸菌(定性)	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
3	カドミウム及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
4	水銀及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
5	セレン及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
6	鉛及びその化合物	4	4	-	1	1	4	4	1	1	1	21
7	ヒ素及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
8	六価クロム化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
9	亜硝酸態窒素	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1	4	-	1	1	1	1	1	1	1	12
12	フッ素及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
13	ホウ素及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
14	四塩化炭素	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
15	1,4-ジオキサン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
17	ジクロロメタン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
18	テトラクロロエチレン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
19	トリクロロエチレン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
20	PFOS及びPFOA	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
21	ベンゼン	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
22	塩素酸	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
23	クロロ酢酸	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
24	クロロホルム	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
25	ジクロロ酢酸	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
26	ジブロモクロロメタン	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
27	臭素酸	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
28	総トリハロメタン	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
29	トリクロロ酢酸	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
30	ブロモジクロロメタン	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
31	ブロモホルム	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
32	ホルムアルデヒド	4	4	-	4	4	4	4	4	4	4	36
33	亜鉛及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
34	アルミニウム及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
35	鉄及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
36	銅及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
37	ナトリウム及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
38	マンガン及びその化合物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
39	塩化物イオン	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
40	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	1	1	-	1	1	1	1	1	4	1	12
41	蒸発残留物	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
42	陰イオン界面活性剤	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
43	ジェオスミン(藻類)	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
44	2-メチルイソポリネオール(藻類)	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
45	非イオン界面活性剤	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
46	フェノール類	1	1	-	1	1	1	1	1	1	1	9
47	有機物(TOC)	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
48	PH値	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
49	味	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
50	臭気	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
51	色度	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
52	濁度	12	12	-	12	12	12	12	12	12	12	108
計		193	196	0	190	190	193	193	190	193	190	1,728

水 質 検 査 日 程 表

採 水 日				浄 水				原 水			
				省略9項目	省略21項目	全51項目	追跡項目	指標菌2項目		クリプトスポリジウム・ジアルジア	全40項目
年	月	日	曜	年12回	年4回	年1回	年4回	上水(2)	簡水(7)	簡水(7)	年1回
8	4	21	火	○							
	5	12	火		○		○				
		19	火					○	○	○	
	6	2	火	○					○		
	7	7	火	○					○		
	8	4	火					○	○	○	○
		5	水			○					
	9	8	火	○					○		
	10	6	火	○					○		
	11	10	火		○		○	○	○	○	
12	8	火	○								
9	1	5	火	○							
	2	2	火		○		○	○			
	3	2	火	○							
回 数				8	3	1	3	4	7	3	1
対象採水箇所				9	9	9	5	2	7	7	9

【参 考】

※検査日程については検査機関との調整により変更する場合があります

1) 令和3年度～令和5年度の検査結果により浄水追跡項目該当箇所は、以下のとおりです。

(No.6鉛: 上水道(長沢)、上水道(針生)、白沼簡水、叶水簡水、No.11硝酸態窒素: 上水道(針生)、No.39カルシウム・マグネシウム: 大滝簡水)

2) 指標菌検査結果により、クリプトスポリジウム等の検査箇所は、簡易水道全7箇所を対象に安全性を確保します。

3) 浄水検査回数については、8月の全項目検査を含んだものとしております。

4) 放射性物質の検査は、年4回(5月12日、8月4日、11月10日、翌年2月2日)、長沢水源にて実施します。